

職権による道路の指定の取消し基準

本基準は、建築基準法（以下「法」という。）道路関係規定運用指針（平成19年 6 月策定、平成20年 4 月改定、平成21年 1 月改定：国土交通省）及び同解説（平成19年 7 月策定、平成21年 1 月改定：国土交通省）により、指定道路の取消しに係る手続について、指定の意義が実質的に失われている場合に、申請によらず指定道路の指定の取消しが可能であることが明確化されたことを受け、当該取消しができる基準及び手続について定めるものである。

なお、本基準の適用にあたり、特殊性の高い場合等については、横浜市建築基準法道路判定委員会に諮り、基準の適用の可否について審議することとする。

用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 法第42条第 1 項第 1 号に規定する道路：1 項 1 号道路
- ・ 法第42条第 1 項第 2 号に規定する道路：1 項 2 号道路
- ・ 法第42条第 1 項第 4 号に規定する道路：1 項 4 号道路
- ・ 法第42条第 1 項第 5 号に規定する道路：位置指定道路
- ・ 法第42条第 2 項に規定する道路：2 項道路

1 職権による位置指定道路の指定の取消し

(1) 対象

取り消す道路が次のいずれかに該当し、指定の意義が実質的に失われているものであること

ア 1 項 1 号道路を包含する位置指定道路

現に公道として整備され、位置指定道路の指定範囲の一部が宅地となっており、当該位置指定道路を道路として復元させる意義が実質的に失われているものをいう。

（【解説図】 A、B 参照）

イ 1 項 1 号道路に包含されている位置指定道路

現に公道として整備され、位置指定道路が公道に包含されているものをいう。（【解説図】 C 参照）

ウ 指定後に道の築造が行われていない位置指定道路

現に指定の基準に適合している道がなく、道路が築造されていないものをいう。

（【解説図】 D、E 参照）

エ 市街地再開発事業又は土地区画整理事業の区域内の位置指定道路

市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行により、道路の形態がなくなるものをいう。なお、事業が確実に執行されることを考慮し、原則として市街地再開発事

業であれば権利変換計画の認可後で当該事業の工事に着手した後、土地区画整理事業であれば換地処分公告の後のものを対象とする。（【解説図】 F 参照）

オ 都市計画法第 11 条第 1 項各号に規定する都市計画施設の区域内にある位置指定道路

都市計画施設の区域内にある位置指定道路で、当該施設の整備に関する都市計画事業の施行により、道路の形態がなくなるものをいう。なお、事業が確実に執行されることを考慮し、原則として当該事業の施行の認可後で、事業主体が指定道路部分を買収し、当該事業の工事に着手した後のものを対象とする。（【解説図】 G 参照）

(2) 条件

次のすべてを満たすこと。なお、取消しをする位置指定道路が整備促進路線の場合は、事前に担当課と調整すること。

ア 指定の取消しをすることにより、当該位置指定道路に接する建築物が、新たに法第 43 条第 1 項及び同条第 3 項の規定に基づく条例の規定に抵触しないこと。

イ 指定の取消しをすることにより、残存する位置指定道路が指定当時の指定基準に抵触しないこと。

指定当時の指定基準とは、指定当時における建築基準法施行令（以下「令」という。）第 144 条の 4 第 1 項（昭和 46 年 1 月 1 日施行 昭和 50 年 3 月 31 日以前は令第 144 条の 3 第 1 項）及び同条第 2 項の規定に基づく条例（平成 15 年 4 月 1 日施行）又は規則（昭和 47 年 7 月 1 日施行、平成 15 年 4 月 1 日削除）の規定をいう。

ウ 前号ア及びイの場合は、2 の交差点（指定道路の始端及び終端は交差点と見なす。以下同じ。）の間の区間が、連続して 1 項 1 号道路であり、当該区間の全てを取り消すものであること。

2 の交差点の間の区間の一部が前号アに、その他の部分が前号イに該当する場合で、当該区間が連続して 1 項 1 号道路であり、当該区間の全てを取り消すものはこれを満たすものと扱う。

エ 前号ウの場合は、2 の交差点の間の区間において、道路の線形及び幅員が連続して指定図のとおり形態を有しておらず、当該区間の全てを取り消すものであること。

現に、道路が交差点間において連続して指定図のとおり築造されていないことをいう。道路の線形及び幅員は、原則として側溝・縁石の設置位置により判断する。

オ 沿道の住民等による道路の築造の見込みがないこと（前号イの場合を除く。）。

原則として公道移管時の同意をもって、道路を築造する見込みがないものと判断する。また、原則として市街地再開発事業区域内であれば権利変換計画の認可、土地区画整理事業区域内であれば換地処分公告、都市計画施設区域内であれば当該施設の整備に関する都市計画事業の認可後に事業主体が指定道路部分を買収した時点をもって、道路を築造する見込みがないものと判断する。なお、必要に応じて適宜、

当該道路及び沿道の関係権利者^{※1}に築造の意思の確認等^{※2}を行うものとする。

※1 「当該道路及び沿道の関係権利者」とは、指定を受けた土地及び沿道の土地所有者等（土地所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者）をいう。

※2 例)・沿道の建築物の建築確認申請（建築計画概要書）における当該道路の扱いにより確認
・関係権利者の築造の意思を文書により確認

2 職権による2項道路の指定の取消し

(1) 対象

取り消す道路が次のいずれかに該当すること

ア 市街地再開発事業又は土地区画整理事業の区域内の2項道路

市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行により、道路の形態がなくなるものをいう。なお、事業が確実に執行されることを考慮し、原則として市街地再開発事業であれば権利変換計画の認可後で当該事業の工事に着手した後、土地区画整理事業であれば換地処分公告の後のものを対象とする。（【解説図】F参照）

イ 都市計画法第11条第1項各号に規定する都市計画施設の区域内にある2項道路

都市計画施設の区域内にある2項道路で、当該施設の整備に関する都市計画事業の施行により、道路の形態がなくなるものをいう。なお、事業が確実に執行されることを考慮し、原則として当該事業の施行の認可後で、事業主体が指定道路部分を買収し、当該事業の工事に着手した後のものを対象とする。（【解説図】G参照）

ウ 2項道路の片側が開発行為等で拡幅されて1項1号道路又は1項2号道路となっている場合の当該2項道路

2項道路の片側が開発行為等により中心2mを超えて拡幅し、既に1項1号道路又は1項2号道路となっており、当該2項道路を取り消しても法第43条第1項の規定に抵触する敷地がないものをいう。（【解説図】H参照）

(2) 条件

次の全てを満たすこと。なお、取消しをする2項道路が整備促進路線の場合は、事前に担当課と調整すること。

ア 指定の取消しをすることにより、当該2項道路に接する建築物が、新たに法第43条第1項及び同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触しないこと。

イ 前号ア又はイの場合においては、沿道の住民等による道路の築造の見込みがないこと。

原則として市街地再開発事業区域内であれば権利変換計画の認可、土地区画整理事業区域内であれば換地処分公告、都市計画施設区域内であれば当該施設の整備に関する都市計画事業の認可後に事業主体が指定道路部分を買収した時点をもって、

道路の築造する見込みがないものと判断する。

ウ 前号ウの場合は、2の交差点の間の区間において、連続して1項1号道路又は1項2号道路であり、当該区間の全てを取り消すものであること。

エ 前号ウの場合は、取り消す範囲で2項道路による後退をしている敷地がないこと。
敷地の後退の有無の確認は、沿道の建築物の建築確認申請（建築計画概要書）における当該道路の扱いにより判断する。これにより判断できない場合は、原則として側溝・縁石の設置位置により判断する。

3 職権による1項4号道路の指定の取消し

(1) 対象

ア 道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法による事業の執行により、現に道路が整備され、1項1号道路又は1項2号道路となっている1項4号道路

イ 指定日から起算して2年を超えて、なお前号に掲げる事業が執行されていない1項4号道路

(2) 条件

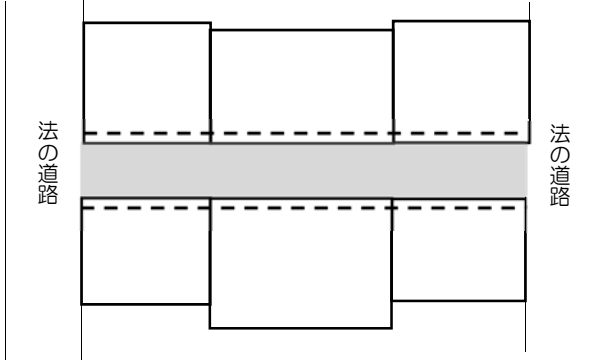
ア 指定の取消しをすることにより、当該1項4号道路に接する建築物が、新たに法第43条第1項及び同条第3項の規定に基づく条例の規定に抵触しないこと。

イ 前号アの場合は、2の交差点の間の区間において、連続して1項1号道路又は1項2号道路であり、当該区間の全てを取り消すものであること。

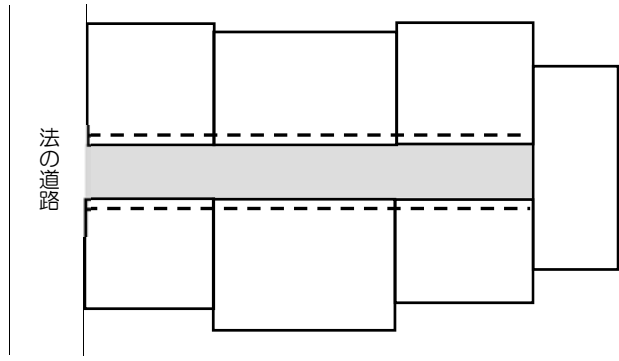
ウ 前号イの場合は、事業が執行される見込みがないこと。
事業の執行の見込みについて事前に担当課と調整すること。

【解説図】

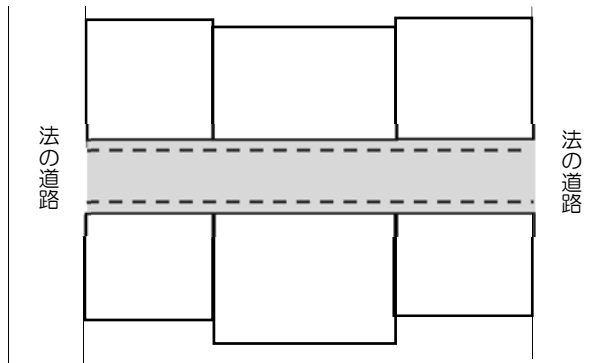
A 1項1号道路を包含する位置指定道路（通り抜け）



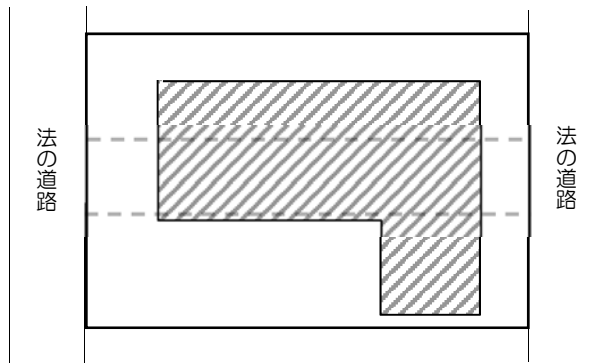
B 1項1号道路を包含する位置指定道路（行き止まり）



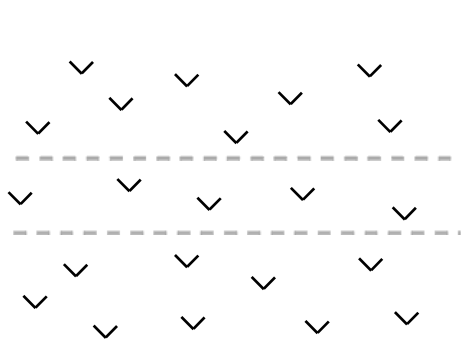
C 1項1号道路に包含される位置指定道路



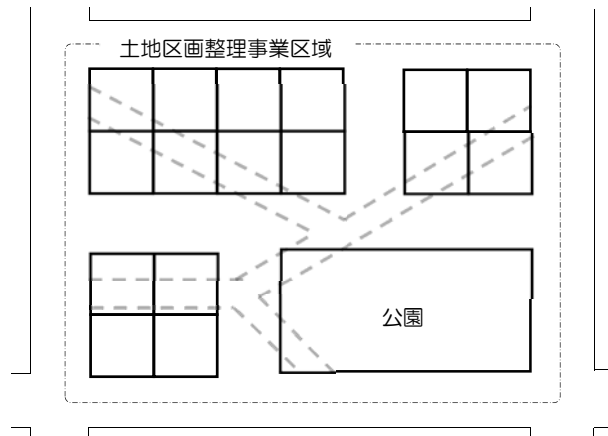
D 道の築造がされていない位置指定道路



E 道の築造がされていない位置指定道路



F 土地区画整理事業区域等内の指定道路

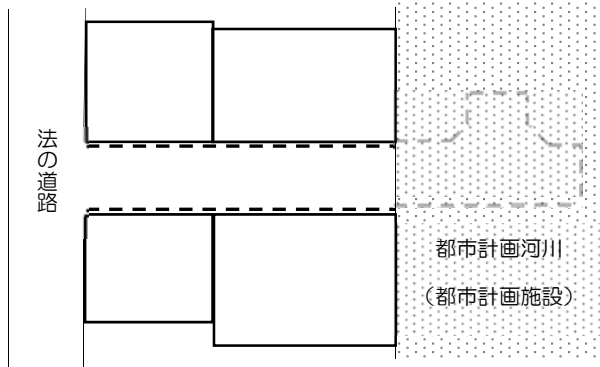


〈凡例〉 ———：敷地境界線 - - - - -：指定道路の線形 ■■■■：公道（1項1号道路）
 ▨▨▨：建築物 ∨：畑

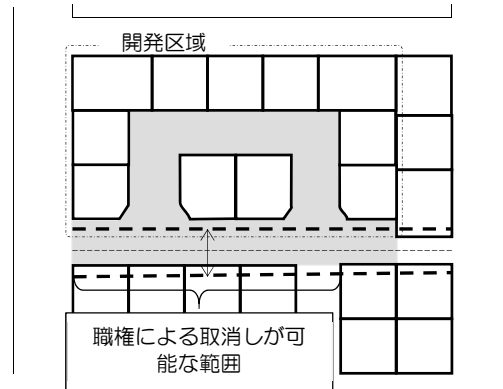
次頁あり

【解説図】

G 都市計画施設の区域内にある指定道路



H 開発等で拡幅されている2項道路



- 〈凡例〉 ———: 敷地境界線 - - - - : 指定道路の線形 ■■■■ : 公道 (1項1号道路)
 ■●●● : 都市計画河川